

# 社会教育委員の活動を 盛り上げよう



北信地区社会教育委員連絡協議会 事務局

N市での社会教育委員の活動に関する実態調査で、次のような声があったそうです。

- ▶社会教育委員の職に就いたが、何をすればいいのか役割が分からない。
- ▶社会教育委員の活動が分からない。
- ▶会議では話を聞いているだけで職務を果たしていると言えるか分からない。

皆さんはどうでしょうか？

## 本日のメニュー

- ▶社会教育委員の役割・職務とは？
- ▶社会教育委員に求められていること
- ▶事例紹介→「皆さんの活動紹介」
- ▶まとめ

### ■社会教育委員の役割・職務とは？

#### 社会教育とは

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）



## ■社会教育委員の役割・職務とは？

### 社会教育委員とは

- ▶住民の意向や地域の実態を社会教育行政に反映させる



### 社会教育の充実

#### 「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

平成30年 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

## 社会教育委員の職務(社会教育法第17条)

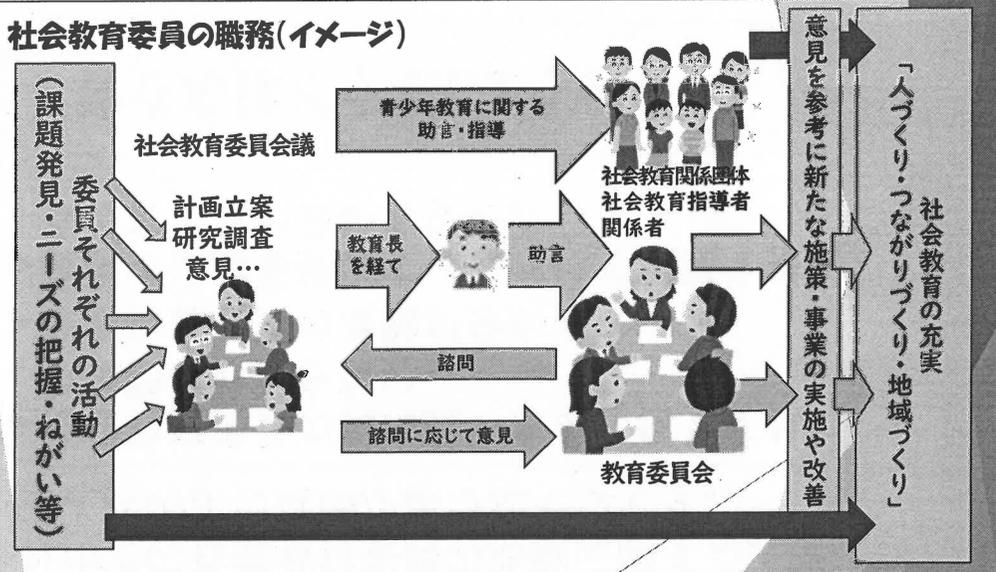
1 社会教育に関し、教育長を経て教育委員会に助言するために…

- ▶①社会教育に関するいろいろな計画を立案します
- ▶②会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を言います
- ▶③必要な研究調査を行います
  - ▶ 社会教育施設を視察する
  - ▶ 施設の現状について説明を聞く(利用者数、利用料収入、主催事業の状況、利用者の声等)
  - ▶ 望ましい社会教育施設の在り方について職員等の意見を聞く
  - ▶ 社会教育施設についての住民の実態調査や意識調査を行う

## 社会教育委員の職務(社会教育法第17条)

- ▶2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し、意見を述べるすることができます
- ▶3 青少年教育に関することについて、社会教育関係団体、社会教育指導者、その他関係者に対し、助言や指導をすることができます

## 社会教育委員の職務(イメージ)



## ■社会教育委員に求められていること

- ▶行政と市民のパイプ(橋渡し)的役割
- ▶家庭・学校・地域をつなぐコーディネーター的役割
- ▶家庭や地域の教育力向上のための直接的な貢献
- ▶地域での社会教育活動活性化のためのネットワークづくり

参考 国立教育行政研究所社会教育実践研究センター  
「社会教育委員の職務等の実態に関する調査報告書」(平成19年)

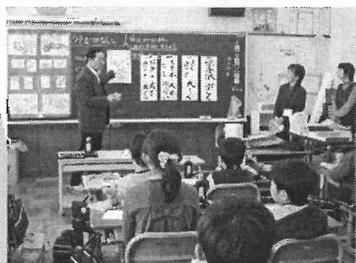
## ■事例紹介

- ▶①北信地区社教委活動情報誌  
「地域・人・かかわりを求めて」より
- ▶②中野市社会教育委員の皆さんより  
みなさんの活動や、お考えを  
ぜひおきかせください!(\*^\_^\*)

## ■事例紹介

### ▶①須坂市 師岡さん

「…当初委員として第一歩を踏み出す中で指標も無く戸惑いを抱えながら…自ら出来ることで活動してまいりました」



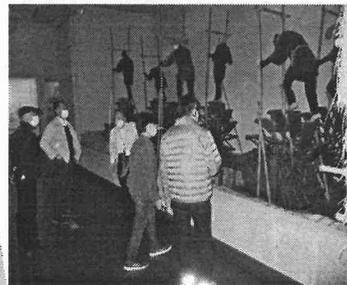
- ▶ 地元の歴史、郷土料理、絵手紙…催しを企画運営
- ▶ 市内外の方々と楽しく交流
- ▶ 絵手紙活動18年『学んだことは生かす』  
毎月、公民館や小学校に展示

参考 北信地区社会教育委員連絡協議会活動情報誌  
「地域・人・かかわりを求めて 第34集」(令和2年)

## ■事例紹介

### ▶②野沢温泉村 富井さん

「…会議に物足りなさを感じました。『まず自分達から勉強してみてもいい』と提案し、勉強会を実行に移すことができました。」



- ▶ 歴史に詳しい方にお話しをきいたり、史跡をみたりしながら視野を少しずつ広げた。
- ▶ 研修視察ではその市町村の教育委員会の方々と意見交換
- ▶ その土地の歴史と野沢温泉村の歴史を照らし合わせ、比較
- ▶ 地元へ貢献したい

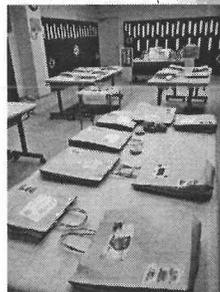
参考 北信地区社会教育委員連絡協議会活動情報誌  
「地域・人・かかわりを求めて 第34集」(令和2年)

## ■事例紹介

### ▶③飯綱町 矢野さん

「社会教育委員は様々な立場の方により構成されています。声を発することで少しでもその声を伝えていくことが、私個人にできることだと持っています。」

- ▶ 図書館まつりの実行委員会に、社会教育委員会から2名が参加
- ▶ 今までと視点を変えて、図書室に足を運んでもらい、実際に本を手にして、それぞれ家庭で読書を楽しめるような企画を考えた
- ▶ 併せて、俳句と川柳の作品を募集。折り紙サークルの作品も展示



参考 北信地区社会教育委員連絡協議会活動情報誌  
「地域・人・かかわりを求めて 第34集」(令和2年)

## ■事例紹介

### ▶④信濃町 渡辺さん

「これから社会教育委員として『学校と地域の橋渡しができないか』をテーマに活動を進める事としました」

- ▶ 社会教育委員メンバーの副校長先生から、学校と地域をつなぐ仕組みの中で課題があると問題提起
- ▶ 「地域ぐるみの共育フォーラム」を参考に委員会で検討
- ▶ 学校を見学し、職員・地域コーディネーターとの意見交換を計画する予定



参考 北信地区社会教育委員連絡協議会活動情報誌  
「地域・人・かかわりを求めて 第34集」(令和2年)

## ■事例紹介

- ▶②中野市社会教育委員の皆さんよりみなさんの活動や、お考えをぜひおきかせください!(\*^\_^\*)

## ■まとめ(提案)

- ▶「行動する社会教育委員」をめざして
  - ①本日考えたことを…  
考え続け、行動へつなげる
  - ②主体的な参加と学びを
    - ・会議・研修での発言・質問
    - ・そこで得た「生の声」を行政へつなげる

# 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

## 第1部 今後の地域における社会教育の在り方

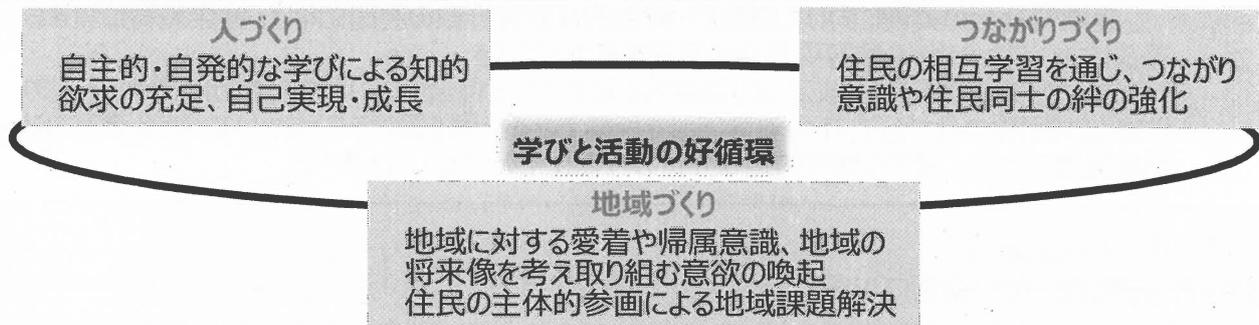
### <地域における社会教育の目指すもの>

#### 1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等  
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等  
⇒ 誰もが生涯のうちに必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



#### 2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <b>住民の主体的な参加のためのきっかけづくり</b><br>社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化 | <b>ネットワーク型行政の実質化</b><br>社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働 | <b>地域の学びと活動を活性化<br/>する人材の活躍</b><br>学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し |
|---|---|---|

開かれ、つながる社会教育へ

### <「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

#### 1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

#### 2. 多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

#### 3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

#### 4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

## 第2部 今後の社会教育施設の在り方

### <今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

### <今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

#### ◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

#### ◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

#### ◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。